滝の沢市民の家利用の手引き

1、市民の家の目的と利用について

市民の家は、地域住民の皆様の自治活動と住民相互の交流を目的としたコミュニティ施設です。市民の家を利用する人は良く認識して、仲良く譲り合い、秩序を守り、防災に注意し、施設を大切にして下さい。利用者は原則として、藤沢市在住、在勤者に限ります。

2、市民の家運営委員会

市民の家の管理運営に関しては、滝の沢小学校区域内の地域団体、及び利用者の代表の方々によって構成された「滝の沢市民の家運営委員会」によって運営されています。

３、利用時間と利用料金

〔利用時間〕

・午前の部　：　９：００～１３：００（１コマ）

・午後の部　：　１３：００～１７：００（１コマ）

・夜間の部　：　１７：００～２１：００（１コマ）

＊利用時間には、清掃、点検、鍵の受領と返却を含みます。

〔利用料金〕

・集会室（ホール）　：　１コマにつき３００円

・和室（華、山藤）及び憩　：　１コマにつき２００円

４、利用の手続き

（１）〔利用申請書〕

①「利用申請書」に利用団体名、代表者名、連絡先、利用予定日、利用時間、人数、利用する部屋など全ての事項を記入して所定の箱に入れて下さい。
（当月分につきましては、ネットからでも申し込みができます。）

②「利用申請書」の下半分は「利用許可書」です。切り取ってお持ち帰り下さい。

③「利用申請書」の用紙は館内ポストの下の書類棚に用意してあります。

（２）〔利用申し込み〕

①利用月の２ヶ月前の第４土曜日、午前９時３０分より申し込み受付を開始します。
2 コマまで予約できます。
毎月の鍵の暗証番号は、予約受付日に変更と通知を行います。

②申し込み者の利用日、利用時間、利用する部屋などが重複した場合は、当事者同士が協議し決定します。

③予約日以降の、15 日過ぎには、館内の「利用予定表」を確認の上、最大 4 回まで、申し込みができます。
「利用予定表」には利用団体名、申込者、連絡先を鉛筆利用の上記入して下さい。
利用申請書に記載いただき、館内のポストに入れてください。

（３）〔利用回数〕

①利用月の２ヶ月前に２コマまで。

②利用月の１ヶ月前に追加２コマ（最大４コマ）まで。

＊1ヶ月の利用回数は４コマまでです。

＊1週間後までは、空きがあれば４コマ以上の追加可能です。

ただし、「たきのさわパラダイス」は、地域の縁側事業として使用しますので、特例として、毎週水、木、金と午後の和室を使わせていただいております。

５、利用当日の手続き

（１）市民の家玄関前の自動販売機から「利用券（シール）」を購入して下さい。

「利用券（シール）」は上下２枚になっています。金額の書いてある「市民の家利用領収書」を「利用許可書」の所定欄に貼ります。

（２）「利用券（シール）」は「利用予定表」の利用当日欄に貼ります。その際、下記の項目を必ず記入して下さい。

＊利用団体名

＊利用団体の区分記号（A～K の記号）

＊当日の利用人数

＊連絡先電話番号及び氏名

６、キャンセルの場合の処理

（１）予約済みの予定をキャンセルする場合、利用の前日までに手続きを完了して下さい。

（２）当日のキャンセルはできません。当日キャンセルする場合は、キャンセル料として「利用券（シール）」を「利用予定表」に貼って下さい。

（３）申し込み時の半券「利用許可書」にキャンセルと朱書きして所定の場所に提出して下さい。

（４）「利用予定表」に記入してある予約を消して下さい。

７、利用後の手続き

（１）利用後は「利用日誌」に記入して下さい。「利用日誌」は館内ポストの下の書類棚にあります。日誌に従って部屋の清掃、点検を行って下さい。

＊「利用日誌」の提出は利用者の義務ですので必ず所定の場所へ提出して下さい。

８、利用上の注意

（１）未成年者の利用については、必ず保護者など成年者の同伴を必要とします。

（２）利用時間の厳守と、利用時には近隣への騒音や迷惑にならない様に常に配慮し注意してご利用下さい。

（３）利用後の室内及びトイレの清掃を必ず行って下さい。また、備品、器具の後片付け、水道蛇口、ガスの元栓は必ずしっかり閉めて下さい。

館内にゴミ箱は設置していません。ゴミは利用者が持ち帰り下さい。

（４）設備、器具、備品等を棄損した時は、すみやかに委員長まで連絡して下さい。
やむを得ない場合以外は実費弁償して頂きます。

（５）駐車場は許可車両以外利用できません。
事前に申請の上、許可書を見やすい場所に提示して駐車するようお願いします。

９、禁止事項

（１）運営委員会の許可印がない張り紙、ポスターなどの掲示

（２）営利を目的とした主催者の利用、及び販売行為

（３）公益、風俗、秩序、環境を乱す行為、またはその恐れのある行為

（４）その他、運営委員会が不適当であると判断した行為や上記の禁止事項に違反し、
または違反する恐れのある時は承認の取り消し、または利用が停止されます。

（５）館内及び敷地内は全面禁煙となっていますので皆様のご協力をお願いします。

１０、その他

（１）滝の沢市民の家を利用する団体は、年度ごとに団体登録をお願いします。

（２）この「利用の手引き」に定めのない事項はその都度、運営委員会が決定します。

（３）申し込み通り使用されているか運営委員会が集会等見学する事があります。

＊＊
＊　　市民の家を利用される当事者が全ての責任の下に利用している事を　　＊
＊　　充分に理解の上利用されますようお願い致します。　　＊
＊＊

以　上

滝の沢市民の家運営委員会